

第6章 景観形成の推進について

1 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の協働による景観形成を推進するため、各主体の役割を次のように定めます。

(1) 市民の役割

良好な景観の形成には、市民が、自分たちのまちをより良いものにしていこうという意識を持つことが大切です。

そのため、市民は、自らの普段の活動が良好な景観の形成に重要な役割を果たすことを認識し、景観に対する関心及び理解を深め、積極的に良好な景観の形成に努めるものとします。

また、本市が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に参加、協力するよう努めるものとします。

(2) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として、良好な景観の形成に貢献することが期待されています。

そのため、事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施にあたっては、専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な景観の形成に努めることが必要です。

また、本市が実施する良好な景観の形成に関する施策や市民が実施する景観形成活動に積極的に参加、協力することが求められています。

(3) 行政の役割

市は、良好な景観の形成に関する施策を総合的・計画的に実施していきます。施策の策定・実施にあたっては、市民等の意見を十分に反映させるよう努めます。

また、本市が景観に配慮した公共事業を実施することはもちろんのこと、国・県の公共事業についても国や県等と緊密に連携、調整を図りながら、良好な景観の形成に先導的役割を果たします。

さらに、市民・事業者・行政が、良好な景観形成に主体的かつ積極的に取り組めるよう、景観に関する意識の高揚や知識の普及に必要な施策を推進します。

図 協働による景観形成のイメージ



2 推進施策

良好な景観形成の実現に向けた推進施策を次のように定めます。

(1) 景観資源の活用

1) 景観資源の発見と紹介

良好な景観形成を行う際の拠りどころは、本市の特徴を表している多様な景観資源です。そこで、市民はもちろんのこと、事業者、行政、来訪者が、本市の景観資源について知り、学び、体験する取り組みを推進します。



景観発見ツアー（旧三井港倶楽部）



景観発見ツアー（三池港）

<施策の具体例>

- 景観発見ツアーの開催
- 景観サポーターの募集（里山田園景観、炭鉱景観、歴史文化景観、まちなか景観等）
- 景観資源散策マップの作成（徒歩編、自転車編、ドライブ編）

2) 景観資源を守り育てる人材の育成と景観学習の推進

形ある景観から祭りや伝統行事を含むすべての景観資源への認識・理解を深め、良好な景観を守り育てる人材を増やすために、景観資源を市民や来訪者に紹介する人材の育成や、多様な主体が景観資源について学ぶ機会の提供に努めます。



ボランティアガイドによる宮原坑跡の案内



クイズに答えながら公園クリーンウォーク

<施策の具体例>

- 景観発見ツアーの案内人の育成（ボランティアガイド等との連携）
- 景観まちづくり講座の開催（市民向け、事業者向け、行政向け）

3) 景観資源の表彰や保全に関わる活動の支援

景観資源を守り、増やしていくために、良好な景観形成に貢献している建造物やまちなみ、活動などを表彰し、広報等を通じて広く紹介する取り組みを検討します。

また、表彰の対象又は候補となった景観資源の保全や修景、修復のための活動に対する助成等を検討します。



三池山の里山保全活動



甘木山の里山保全活動

<施策の具体例>

- 顕彰制度の創設
- 景観資源保全活動助成の検討

(2) 効果的な景観整備の推進

1) 景観形成重点地区や景観資源周辺の整備・修景

景観形成重点地区の景観整備や、表彰の対象又は候補となった景観資源の保全、周辺環境の整備を積極的に推進します。その際、国の交付金や本市の基金等の効果的な活用に努めます。

<施策の具体例>

- 社会資本整備総合交付金の活用
- 大牟田市近代化遺産保存活用基金の活用

2) 公共事業を契機とした良好な景観形成

公共事業の機会を有効に活用し、国や県、他の公的な団体と連携を図りながら、先導的な景観形成に取り組みます。そのため、国・県等と協議・調整を図る際の指針づくり等を検討します。

<施策の具体例>

- 公共事業景観形成ガイドラインの作成

(3) 景観形成のルールづくり

1) 景観計画の充実・発展

本計画の内容は、必要に応じて地域の住民、事業者、関係機関と協議のうえ、適宜見直し、拡充を図ります。また、景観形成の方針や景観形成基準を補完するガイドラインの作成等を検討します。

< 施策の具体例 >

- 景観形成重点地区別の景観形成ガイドラインの作成
- 景観形成重点地区の拡充
- 景観地区、景観協定の活用
- 大牟田市屋外広告物条例の検討

2) 関連法等の活用によるルールづくり

建築物の高さや用途の規制、緑地保全等が必要な場合は、都市計画法、建築基準法、本市の条例等の活用を検討します。

< 施策の具体例 >

- 地区計画、建築協定の活用
- 風致地区の拡充
- 大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例と連携した緑化推進

3 推進体制

本計画に基づく取り組み円滑に推進するために、次のような推進体制を構築します。

(1) 諮問機関の設置（景観審議会の設置）

景観法に基づく勧告・変更命令等や景観重要建造物又は景観重要樹木の指定等、本市の良好な景観形成について審議する機関を設置します。

(2) 専門家の活用（景観アドバイザー制度の検討）

良好な景観形成に取り組もうとしている事業者や市民団体、景観法に基づく届出行為、景観上重要な公共事業等に対し、専門家から助言・指導を受けることができるような制度を検討します。

(3) 庁内体制の充実

景観形成に関わる分野は、都市計画、建築・土木、環境、産業振興、観光、文化財保護、教育と多岐に渡ります。

多様な景観資源の保全・活用や景観形成に関する市民活動の支援等に向け、関係課の連携を強化します。

図 推進体制



